

## 知多市告示第130号

知多市内部公益通報に関する要綱を次のように定める。

令和7年12月17日

知多市長 伊藤 清一郎

### 知多市内部公益通報に関する要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、職員等からの内部公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、市の事務事業の公正な執行を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の各機関 市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 職員等 次のいずれかに該当する者又は内部公益通報の日前1年以内に該当していた者をいう。
  - ア 市の各機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員
  - イ 市の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者及び当該派遣労働者の事業主が雇用する労働者
  - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者及び当該指定管理者として指定を受けた事業者の従業者
  - エ アからウまでに掲げる者のほか、市の各機関の長と請負契約その他の契約

を締結している事業者の従業者及び当該契約に基づいて行う事業に従事する労働者

- (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則、規程等をいう。
- (4) 通報対象事実 法令に違反し、若しくは違反するおそれのある事実又は市民等の生命、身体、財産その他の利益若しくは生活環境を害し、若しくは重大な影響を与えるおそれのある事実をいう。
- (5) 内部公益通報 通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を、職員等が通報窓口に通報することをいう。
- (6) 通報者 第4条に規定する通報窓口へ内部公益通報をした職員等をいう。
- (7) 内部公益通報対応業務 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務をいう。

（内部公益通報対応体制）

第3条 内部公益通報に関する事務を総括するため、内部公益通報管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 管理者は、総務課長及び総務課職員を内部公益通報対応業務の従事者（以下「従事者」という。）として定める。

（通報窓口の設置）

第4条 内部公益通報の受付等を行うための窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置く。

- 2 通報窓口は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 内部公益通報の受付に関する事。
  - (2) 内部公益通報の受理又は不受理に関する事。
  - (3) 通報対象事実に係る事務を所掌する所属（以下「担当所属」という。）との連絡調整に関する事。
  - (4) 内部公益通報の相談に関する事。

（公益通報委員会の設置）

第5条 内部公益通報に適正に対応するため、知多市公益通報委員会（以下「委員

会」という。)を置く。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、企画部長、総務課長その他内部公益通報の内容に応じて委員長が指名する者とする。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会の会議を招集する。

5 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

6 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 内部公益通報の受理又は不受理の判断に際し、十分な検討が必要となる通報の受理又は不受理の決定に関すること。

(2) 内部公益通報に係る調査に関すること。

(3) 調査結果に基づく是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）の実施に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、内部公益通報対応業務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること。

7 委員が当事者となっている事案に関する公益通報については、当該委員は、委員会が当該委員から当該公益通報に係る事情を聴く必要があると認める場合を除き、委員会の会議に出席することができない。

8 委員会の庶務は、総務課が処理する。

（委員会の委員及び従事者の義務等）

第6条 委員会の委員及び従事者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員会の委員及び従事者は、自己の従事する業務に係る通報の処理に関与してはならない。

3 委員会の委員及び従事者は、自ら又はその親族が当事者となっている事案に関する通報その他利益相反関係を有する事案についての通報への対応に関与してはならない。

（内部公益通報の方法等）

第7条 職員等は、職務上の行為又は市の行政運営に関し、通報対象事実があると思料するときは、内部公益通報をすることができる。

- 2 内部公益通報は、書面の提出、面談、電話、電子メール等により行うものとし、原則として実名によるものとする。ただし、通報対象事実があることについて客観的に証明できる資料がある場合は、匿名によることができる。
- 3 前項の通報は、知多市内部公益通報申出書（第1号様式）に通報内容等を記載し、通報窓口へ提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、従事者が口頭等により受けた通報内容を知多市内部公益通報申出書に記録するものとする。
- 4 職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報をしてはならない。

（内部公益通報の受付）

第8条 従事者は、内部公益通報を受け付けたときは、内部公益通報の内容となる事実等を把握し、知多市内部公益通報申出書に記録するものとする。

- 2 従事者は、当該通報者に対して、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を説明するものとする。

（受理又は不受理の決定）

第9条 管理者は、内部公益通報を受け付けたときは、当該通報の受理又は不受理を決定し、市長及び委員会に報告しなければならない。ただし、通報の受理又は不受理の判断に際し、十分な検討が必要な場合は、通報内容を委員会に報告し、委員会において受理又は不受理の決定をするものとする。

- 2 委員会は、前項ただし書に規定する報告を受けたときは、当該報告に係る通報に対応する必要性について検討し、通報の受理又は不受理を決定し、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前2項の報告を受け、通報を受理すると決定したときは受理した旨を知多市内部公益通報受理通知書（第2号様式）により、受理しないと決定したときは不受理とした旨及びその理由を知多市内部公益通報不受理通知書（第3号様式）により、通報者に遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が匿名の場合又は通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 4 市長は、通報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通報を受理しないことができる。

(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正な目的であるこ

とが明らかなきとき。

(2) 通報対象事実に該当しないことが明らかなきとき。

(3) 通報の内容が極めて不明確であり、通報者に説明を求めても内容の把握ができないとき。

(調査の実施)

第10条 委員会は、前条の規定により受理した内部公益通報が調査を要するものと認めるときは、必要な調査を行い、市の各機関はこれに必要な協力をしなければならない。

2 委員会は、当該通報の内容が市長部局に関するものであるときは、担当所属の長その他委員会が指名する職員に対し、当該通報について必要な調査を行い、その結果を委員会に速やかに報告するよう命ずることができる。

3 委員会は、当該通報の内容が市長部局以外の市の各機関に関するものであるときは、当該市の各機関の長に対し、当該通報について必要な調査を行い、その結果を委員会に速やかに報告するよう求めることができる。

4 前3項の調査は、通報者の秘密保持のため、通報者が特定されないよう配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。この場合において、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等にも配慮するものとする。

5 第2項及び第3項の規定に基づき調査を行う職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は当該通報者を特定するための調査を行ってはならない。

(調査結果の報告等)

第11条 委員会は、前条の規定による調査の結果、法令違反等の事実があると認められるときはその旨を、法令違反等の事実が認められないとき又は調査を尽くしても法令違反等の事実の存否が判明しないときはその旨を、市長に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、市長に提出するものとする。

2 市長は、市長部局以外の市の各機関に係る内部公益通報については、前項の調査結果を、当該調査結果の内容を証する資料とともに、当該市の各機関の長に通知するものとする。

3 市長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、調査

結果を知多市内部公益通報（調査結果・是正措置等）通知書（第4号様式）により通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が匿名の場合又は通知を希望しない場合は、この限りでない。

（是正措置等）

第12条 市の各機関の長は、第10条第1項の調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要があると認めるときは、関係者の懲戒処分その他適切な措置を講じるものとする。

2 市長部局以外の市の各機関の長は、是正措置等又は関係者の懲戒処分その他適切な措置を講じたときは、速やかに市長及び委員会に報告しなければならない。

3 市長は、是正措置等を講じたときは、その内容について、適切な法令執行の確保並びに利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、知多市内部公益通報（調査結果・是正措置等）通知書により通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が匿名の場合又は通知を希望しない場合は、この限りでない。

4 前条第3項に規定する通知は、前項に規定する通知と併せて行うことができるものとする。

（是正措置等の実効性確保）

第13条 委員会は、是正措置等が十分機能しているか否かを適切な時期に調査し、必要に応じてその結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により市長部局に関する調査結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、是正措置等の改善その他の措置を速やかに講じるものとする。

3 市長は、第1項の規定により市長部局以外の市の各機関に関する調査結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該市の各機関の長に是正措置等の改善その他の措置を講じるよう要請するものとする。

4 前項の規定により要請を受けた市の各機関の長は、是正措置等の改善その他の措置を講じたときは、その内容を市長に速やかに報告しなければならない。

（通報者等の保護）

第14条 市の各機関の長は、通報者又は内部公益通報に係る相談をした職員等

(以下「通報者等」という。)に対し、内部公益通報又は内部公益通報に係る相談(以下「通報等」という。)をしたことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 市の各機関の長は、通報者等に対し、通報等をしたことを理由として不利益な取扱い等を行った者があれば、その者に対し、懲戒処分その他適切な措置を講じなければならない。正当な理由なく、通報等に関する秘密を漏らした者及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者についても、同様とする。

(協力義務)

第15条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、内部公益通報に関する調査等に誠実に協力しなければならない。

- 2 市の各機関の長及び職員等は、内部公益通報に係る事案の処理に関し、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年、この要綱に定める内部公益通報制度の実施状況を公表するものとする。

(記録等の管理)

第17条 市の各機関は、内部公益通報に係る記録及び関係資料について、通報者等の秘密保持に配慮して、当該通報に係る事案の処理が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、内部公益通報対応業務に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月17日から施行する。

第1号様式（第7条、第8条関係）

知多市内部公益通報申出書

通 報 者	氏名		連絡先	
	所属		通 知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
通 報 内 容	通報等対象者（氏名及び所属（勤務先））  通報等の内容（日時、場所、状況等）  通報対象事実を確認した方法			
証拠資料等	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし			
そ の 他 参 考 事 項				

【通報窓口記入欄】

通報受付者	
通報受付日時	年 月 日 時 分
通 報 方 法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）
確認事項等	

第2号様式（第9条関係）

知多市内部公益通報受理通知書

第 号  
年 月 日

様

知多市長

年 月 日に受けた通報は、年 月 日付けで内部公益通報として受理し、調査を開始しましたので、知多市内部公益通報に関する要綱第9条の規定により通知します。

第3号様式（第9条関係）

知多市内部公益通報不受理通知書

第 号  
年 月 日

様

知多市長

年 月 日に受けた通報は、次の理由により内部公益通報とは認められないため不受理としましたので、知多市内部公益通報に関する要綱第9条の規定により通知します。

（不受理の理由）

第4号様式（第11条、第12条関係）

知多市内部公益通報（調査結果・是正措置等）通知書

第 号  
年 月 日

様

知多市長

通報のありました事実について、知多市内部公益通報に関する要綱（第11条・第12条）の規定により、（調査結果・是正措置等）を次のとおり通知します。

通報受理 年 月 日	年 月 日	
件 名		
調査期間	年 月 日から 年 月 日まで	
調査結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報事実あり <input type="checkbox"/> 通報事実なし
是正措置等		
その他 参考事項		